

# 福祉用具の安全性について

## ○臨床的評価実施事業

### [事業の概要]

福祉用具を必要とする人は、虚弱な高齢者・障害者が多く、特に高齢者による製品欠陥、誤使用による事故が急増している。

単に福祉用具を製品として捉えた工学的安全性の評価だけでなく、利用者の状態像や使用する環境にも着目した臨床的な観点で、安全性や使い勝手等を第三者機関が評価し、安全性、利便性に関する評価、公表及び情報提供を行う環境整備を推進する。

### [評価方法]

#### ・臨床的評価

-福祉用具の特性のうち工学量に変換するのが困難なものを、専門職の臨床的経験に基づき評価

-安全性、適応における問題点についてチームアプローチによる評価、合議制

### [対象品目]

・手動車いす ・電動車いす(標準型・簡易型・ハンドル型) ・特殊寝台

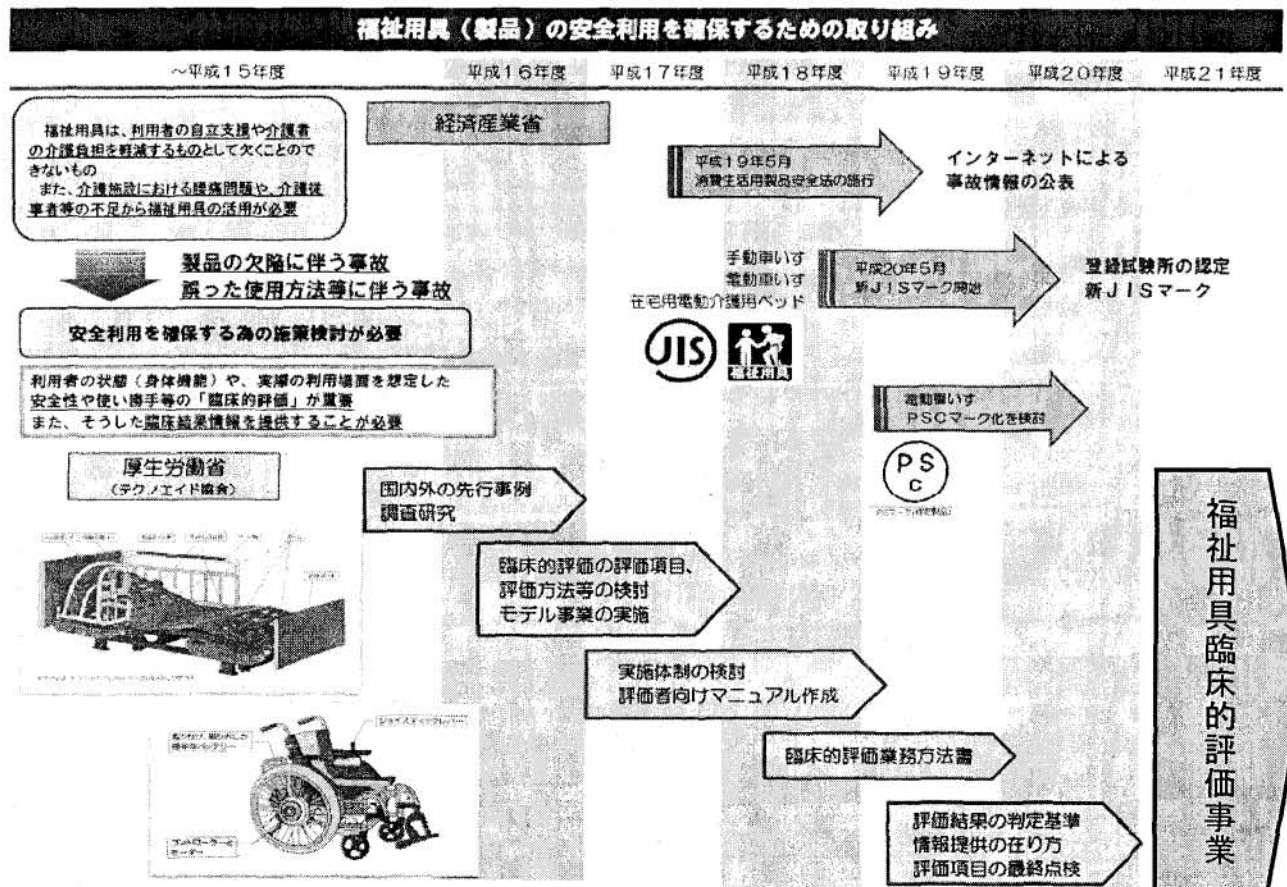
※来年度以降、他の福祉用具についても評価対象の拡大を検討

## ○利用者の安全性の確保の徹底

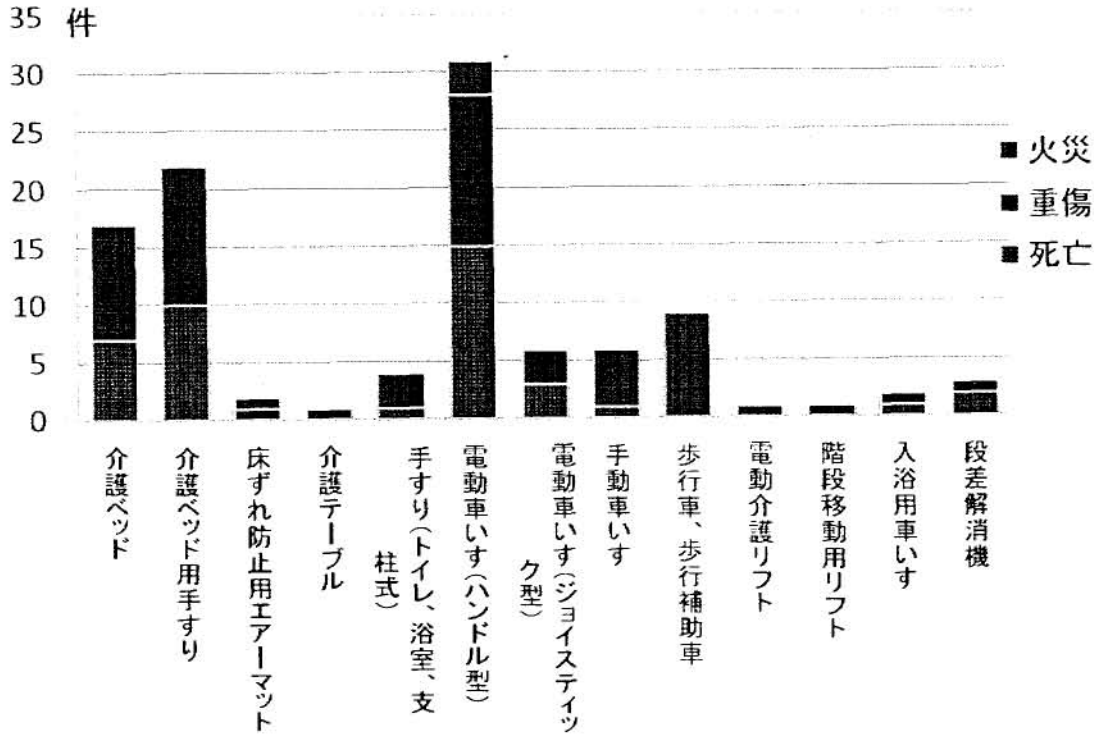
・福祉用具の重大製品事故に関しては、適宜、消費者庁より公表されており、事故防止のため、その都度メールにて情報提供 → 福祉用具貸与事業所等への周知徹底

・関係省庁と連携しつつ、販売メーカーや福祉用具貸与事業所等も含め一体となって取り組む必要性

24



# 経済産業省(METI)公表重大製品事故



※ 「経済産業省(METI)重大製品事故公表」から抜粋(2007年5月14日～2009年08月11日)

## 福祉用具の標準化について

### 1. 福祉用具のJISマークの制定、普及

福祉用具JISマーク品は手動車いす、電動車いす、ハンドル電動車いす、車いす用可搬型スロープ、在宅用電動介護用ベッド、車いす用可搬型スロープ、入浴台、浴槽内すのこ、浴槽内いすの8品目(2010年4月現在)



### 2. 福祉用具のJIS規格制定

#### JIS規格が制定された福祉用具

手動車いす	電動車いす	家庭用段差解消器	在宅用電動介護用ベッド
移動用リフト	車いす用可搬型スロープ	床ずれ防止用具	木製松葉つえ

#### JIS規格の制定を検討中の福祉用具

入浴補助用具	体位変換器	ポータブルトイレ	歩行車・歩行器
エルポクラッチ	多点つえ		

# 福祉用具臨床的評価事業

## 1. 臨床的評価事業の目的

利用者が福祉用具を使用する場面（臨床）についての知見を有する専門家及び障害の当事者の合議制により、安全性や操作機能性に関する評価基準に基づき、評価を実施し、認証された福祉用具の公表及び情報提供を行う事業。



(認証マーク)

## 2. 評価対象の種目

現 行	手動車いす	電動車いす	特殊寝台
拡大予定	入浴補助用具	車いす用可搬型スロープ	

※ 受審するためには、JISマークの認定を受けていることが要件となる

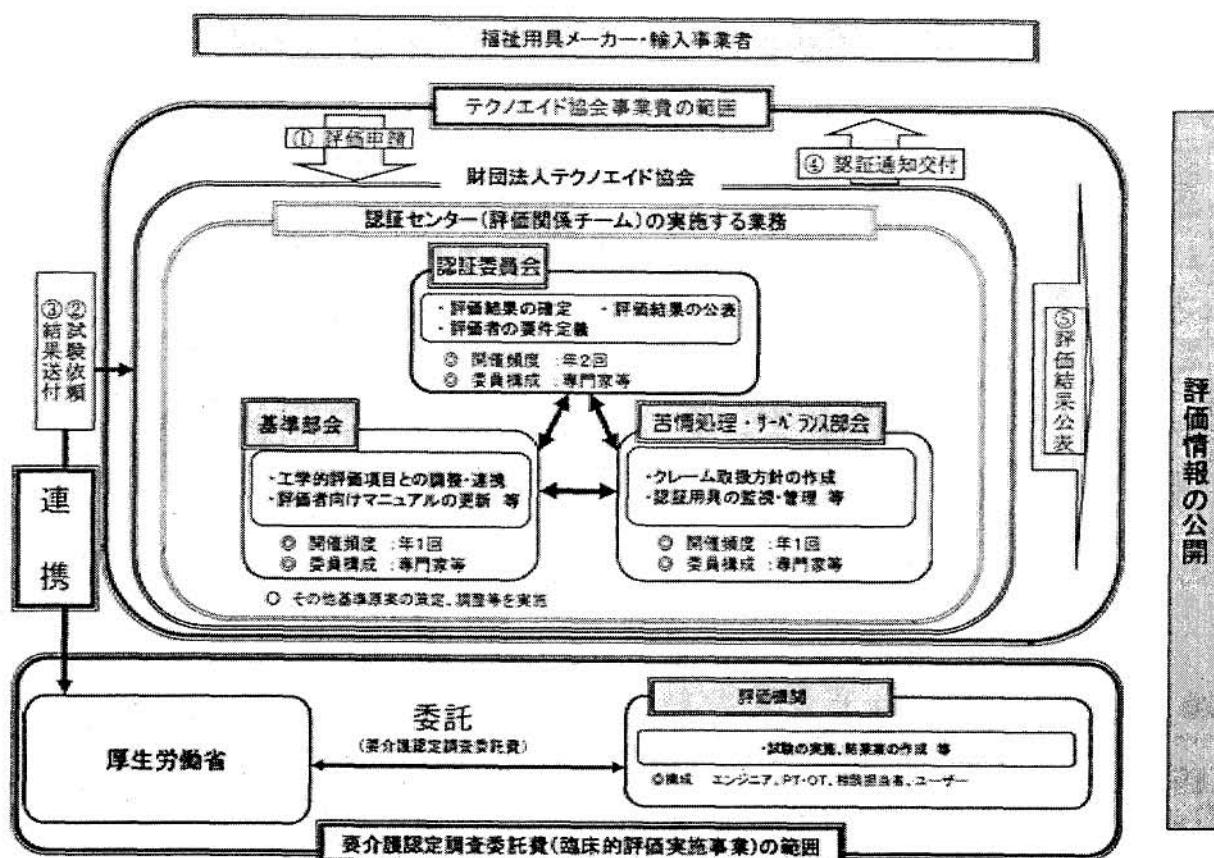
## 3. 評価の体制

申請された製品の評価は、厚生労働省が委託した評価機関において、エンジニア、OT・PT、適合経験者、当事者により構成されるチームにより行う。

平成21年度は、第1号として41件（全て特殊寝台）の臨床的評価の認証を行った。

28

## 福祉用具臨床的評価事業の全体イメージ



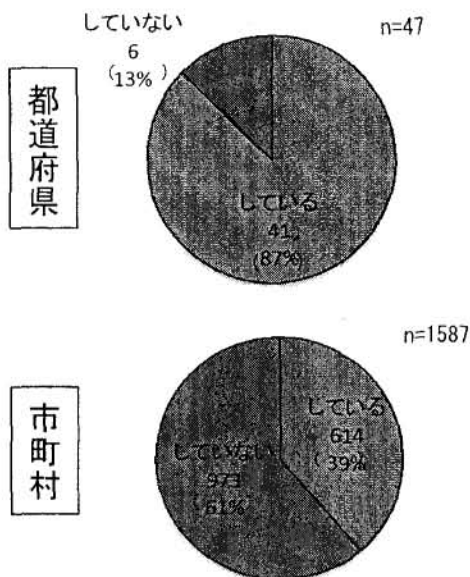
29

**【福祉用具の重大製品事故情報の提供】**

- 消費者庁が公表した重大製品事故情報のうち福祉用具に係るものについて、厚生労働省から都道府県に対して情報提供を行うとともに、都道府県及び市町村から管内の関係団体や事業者に対する情報提供を依頼。
- 情報提供の状況について調査を行ったところ、関係機関等に対する事故情報の情報提供状況は、都道府県41か所(87%)、市町村614か所(39%)であった。

● 事故情報を関係機関等へ適宜情報提供してるか

● どこに情報提供を行っているか。(複数回答あり)



情報提供先	都道府県 (n=41)		市町村 (n=614)	
	実施数	割合	実施数	割合
用具貸与・ケアマネ事業所	21	51%	466	76%
用具貸与事業所	13	32%	43	7%
ケアマネ事業所	1	2%	277	45%
どちらも送付	7	17%	146	24%
その他の事業所	5	12%	187	30%
介護保険施設	11	27%	200	33%
利用者	0	0%	12	2%
その他	12	29%	53	9%

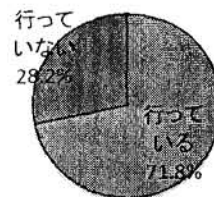
(平成21年12月1日時点) 30

**【福祉用具貸与事業者における安全対策等への取組み状況】**

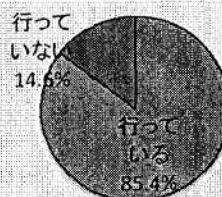
- 福祉用具の利用にあたっての事故防止のための注意事項について、約3割の事業所では、説明を行ったことが確認できなかった。
- 福祉用具の事故防止等に係る従業者に対する研修が行われている事業所は、約5割である。
- 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合に対応する損害賠償保険について、94%の事業所で加入されている。

福祉用具の利用にあたっての、事故防止のための注意事項について、利用者又はその家族に説明している。

〔福祉用具の利用にあたっての、事故防止のための注意事項についての説明を行ったことが確認できる文書に、利用者又は家族の署名がある。〕



利用者に交付する文書の中で、事故発生、福祉用具の故障等緊急時の連絡先を明記している。



事故防止、事故発生、福祉用具の故障等利用者の居室における緊急時の対応に関する従業者に対する研修を行っている。

